

North of Tokyo Welcome to Tochigi!



栃木県を巡るインバウンドツアーの造成で

5,000円補助 / 人

旅行対象期間：2025年4月1日～2026年3月2日

受付期間：2025年5月1日～2026年2月2日

2025年4月1日～4月30日に実施される本県ツアーについては、5月以降に遡及適用分として受付いたします。
本県ツアー終了日より起算して1か月以内にご申請ください。

補助対象者 日本国内に営業所を置く、訪日外国人旅行を催行する旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者。

補助条件	補助額	限度額 (1ツアーあたり)
栃木県を訪れる海外からの旅行商品で次の条件を全て満たすこと。 <ul style="list-style-type: none">対象期間最終日までに本県ツアーを完了すること。栃木県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。県内5エリア（日光・那須・県央・県東・県南）のうち、2エリア以上の有料観光施設（飲食施設等を含む。）を利用すること。送客数が10名以上の団体旅行であること。県内における宿泊施設及び観光施設の利用料金が、1名あたり平均20,000円（税込）以上であること。	5,000円 × 送客人数	500,000円



1社あたりの上限額 3,000,000円 ※予算がなくなり次第終了となります。



申請する際は、実施要綱、交付要領、申請マニュアルで補助条件や申請方法をよく確認して申請してください。
左の二次元バーコードより公式サイトへ移動し、申請書類をダウンロードしてください。

<https://tochigi-kaigaiyukuyaku-zouseisien.com>

栃木県は
四季を通じて
魅力たっぷり！

栃木県 MAP



補助金交付申請～受給までの流れ

旅行出発前

申請者

申請者は原則として本県ツアー開始予定原則1か月前までに以下の書類を事務局に提出(メール)

ツアー開始予定の1か月を経過している場合は、遡及して(遡って)適用することができます。
遡及適用の申請は、本県ツアー終了日より起算して一か月以内もしくは受付期間末日のどちらか早い方まで可能です。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1)
- (2) 誓約書(様式第1別紙1)
- (3) ツアー行程表(任意様式)
- (4) 補助金の受取りに指定する事業者名義(個人事業者の場合は代表者名義)の日本国内の金融機関口座の通帳の写し(インターネットバンキングの場合は、振込先が分かる画面のキャプチャーでも可)
- (5) 旅行業法第3条又は第23条の登録を受けていることが分かる書面の写し
- (6) ツアーを企画する旅行者等との契約関係書類(ツアーの手配を請け負う場合のみ)

↓ 1か月以内

事務局

審査の上、補助要件に適合した場合申請者に通知
申請内容や書類に不備があった場合は追加資料などの提示を求めます。

申請者

交付申請が完了
(申請を変更または取下げ・中止(廃止)する場合は、速やかに連絡すること。)

旅行終了後

申請者

申請者は、本県ツアー終了日から10日以内に以下の書類を事務局に提出(原本もしくはメール)

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8)
- (2) ツアー最終行程表(任意様式)
- (3) 宿泊利用確定証明書(様式第8別紙1)
- (4) 有料観光施設利用確定証明書(様式第8別紙2)
- (5) ツアー参加者名簿(任意様式)



↓ 1か月以内

事務局

審査の上、補助金額を確定し、申請者に通知
報告内容や書類に不備があった場合は追加資料などの提示を求めます。

申請者

申請者は、額の確定通知を受理してから10日以内に以下の書類を事務局に提出(メール)

- (1) 交付請求書(様式第10)
- (2) 交付決定通知書の写
- (3) 交付額の確定通知書の写



申請者

補助金の受給(請求書送付から原則1か月以内に振り込みます。)

問合せ先

栃木県訪日旅行商品造成支援事業事務局(株式会社日本旅行宇都宮支店内)

営業日(受付時間): 平日(月)～(金) 10:00～17:00

土・日、祝日、年末年始(12/26～1/5)は営業時間外となります。

問合せ方法: メールでお問い合わせください。tochigi_hounichi@nta.co.jp TEL: 028-346-4171